

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

農とのふれあい・交流ネットワーク計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県、十日町市

3 地域再生計画の区域

新潟県中魚沼郡津南町の全域及び十日町市の区域の一部(十日町地区及び中里地区)

4 地域再生計画の目標

当地区には大河信濃川の浸食作用により形成された日本有数の河岸段丘があり、その段丘上には広大な農地が広がる。ここでは魚沼コシヒカリを中心とした稲作や近郊野菜等の畑作が盛んであり、生産された農産物は新潟県内のみならず首都圏にまで出荷されており、大量流通を確保していくためには、道路などのインフラ整備が急務となっている。

一方、当地区には米・野菜などの収穫体験を企画する農村交流施設やゴルフ場、スキー場、リゾートホテルなどの観光交流施設が数多く点在しており、これらの施設の有効活用が求められているほか、3年に一度開催している「越後妻有アートトリエンナーレ 大地の芸術祭」では多数の野外作品を効率的に鑑賞できる路線網の整備が課題となっている。

また、平成16年の中越大震災の被災を受け、災害時における緊急車両の通行確保や代替道路の整備等につき市民の関心が極めて高い。

本計画では、有機的な道路交通ネットワークを構築することにより、地域間や都市部との交流機能を強化し、農産物の集出荷や観光交流施設の利便性を高めるとともに、災害が発生した場合の緊急輸送路や迂回路を確保することで安全・安心なまちづくりに取り組み、地域の活性化を図る。

(目標1)道路、農道の一体的整備による市場へのアクセス改善

(集出荷施設から市場への到達時間の5分短縮)

(目標2)道路、農道の一体的整備による都市へのアクセス改善

(観光交流施設から関越道への到達時間の10分短縮)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「広域農道中魚沼地区」は十日町市、津南町を縦貫し、河岸段丘上に広がる農地・農業

用施設を連結する農道である。農道の整備により市場へのアクセス改善だけでなく、点在する観光交流施設間の有機的なネットワーク構築を図る。

また、「市道土市大石線」の改築を行うことで、道路の機能向上を図り、交通の安全性を高める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 市道 ;道路法に規定する市道に昭和60年3月7日に認定済み。
- ・ 広域農道;事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、昭和58年12月29日に確定し、平成11年11月10日には計画変更が確定している。

・ 事業主体	市道	十日町市
	広域農道	新潟県
・ 施設の種類	市道、広域農道	
・ 事業区域	市道	十日町市
	広域農道	十日町市
・ 事業期間	市道	平成22年度～平成26年度
	広域農道	平成22年度～平成26年度
・ 整備量	市道	0.95km
	広域農道	0.82km
・ 事業費	総事業費	441,500千円(うち交付金220,750千円)
	市道	231,500千円(うち交付金115,750千円)
	広域農道	210,000千円(うち交付金105,000千円)

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

○越後妻有アートのトリエンナーレ

(事業主体:大地の芸術祭実行委員会、実行委員長:十日町市長)

「人間は自然に内包される」を基本理念に掲げ、3年に一度開催される「大地の芸術祭」として、国内外のアーティストの作品が一同に会す国際的なアートフェスティバル。空家や廃校になった校舎を使った作品や、里山の風景に点在する野外作品、ジャンルの枠を飛び越えたさまざまなイベントなど、五感で体感するアートイベント。

○十日町市地域防災計画に係る震災対策

(事業主体:十日町市防災会議、会長:十日町市長)

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救助活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の

生活道路等、その意義は極めて重要である。被災地域以外及び被災地内における防災活動拠点施設、救急活動拠点施設、輸送拠点施設等を有機的に結ぶ道路ネットワークとして、関越自動車道とこれにアクセスする国道を基軸に、各道路管理者は整備計画の整合を図り、代替性の高い道路整備に努める。

○交通空白地解消社会実験事業(事業主体:十日町市)

公共交通が整備されていない集落(交通空白地)の解消に向けて、社会実験として無料のバス運行を行う。道路ネットワークの整備により運航ルートが拡充される。

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す「地域再生計画の目標」については、新潟県及び十日町市において計画終了後に必要な調査を行い、結果を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し